

| | |
|----------|--|
| 【判例ID】 | 28281804 |
| 【判示事項】 | 【事案概要】 原子力災害対策特措法により避難指示を受けた控訴人らが、東京電力に対し、主位的に民法709条、予備的に原賠法3条1項により損害賠償請求をしたところ、控訴人らの予備的請求が一部認容された原審判断につき、居住制限区域等に居住していた控訴人らの追加の損害賠償が認められる内容の変更がなされ、その余の控訴が棄却された事例。 |
| 【裁判年月日等】 | 令和2年3月12日／仙台高等裁判所／第2民事部／判決／平成30年（ネ）164号 |
| 【事件名】 | 損害賠償請求控訴事件 |
| 【裁判結果】 | 原判決一部変更 |
| 【上訴等】 | 上告、上告受理申立て |
| 【裁判官】 | 小林久起 杉浦正典 松川まゆみ |
| 【審級関連】 | <第一審>平成30年3月22日／福島地方裁判所いわき支部／判決／平成24年（ワ）213号／平成25年（ワ）131号／28261771 |
| 【参照法令】 | 民法 709条 710条／原子力損害の賠償に関する法律 1条 2条 3条 18条 |
| 【出典】 | 判例時報2467号27頁 D1-Law.com判例体系 |
| 【判例評釈】 | 吉村良一・立命館法学390号322～365頁2020年8月 神戸秀彦・法と政治〔関西学院大学〕71巻2号181～232頁2020年9月 吉村良一・法律時報93巻3号4～10頁2021年3月 |
| 【重要度】 | 2 |

■28281804

仙台高等裁判所

平成30年（ネ）第164号

令和02年03月12日

福島県（以下略）

控訴人兼被控訴人（第1審原告） ●●●ほか

（第1審原告及び承継人は、別紙1原告目録のとおり）

同訴訟代理人弁護士 小野寺利孝

広田次男 鈴木堯博

米倉勉 笹山尚人ほか

（原告ら訴訟代理人は、別紙2原告代理人目録のとおり）

東京都（以下略）

被控訴人兼控訴人（第1審被告、以下「被告」という。）

東京電力ホールディングス株式会社

同代表者代表執行役 D

同訴訟代理人弁護士 田中清

青木丈介 小谷健太郎

川見唯史 棚村友博
田中秀幸 青木翔太郎
同復代理人弁護士 三森健司 堀口拓也
森倫洋 鯉淵健

(注：使用する略語・用語は、基本的に原判決の例による。)

主文

1 別紙3認容額一覧表「追加認容額」欄に金額の記載がある原告らの控訴に基づき、原判決主文3項中、同原告らに係る部分を次のとおり変更する。

(1) 被告は、別紙3認容額一覧表「追加認容額」欄に金額の記載がある原告らに対し、一審認容額のほかに更に、同欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払え。

(2) 上記原告らのその余の予備的請求を棄却する。

2 被告の控訴に基づき、原判決主文2項及び3項中、原判決別紙3「認容額等目録」原告番号77-1ないし77-5の原告らに係る部分を次のとおり変更する。

(1) 被告は、原告●●●(77-1)、原告●●●(77-2)、原告●●●(77-3)、原告●●●(77-4)及び原告●●●(77-5)に対し、それぞれ525万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 上記原告らのその余の予備的請求を棄却する。

3 第1項の原告らのその余の控訴、その余の控訴人である原告らの控訴及び第2項の原告らを除く被控訴人である原告らに対する被告の控訴をいずれも棄却する。ただし、原判決主文2項中、原判決別紙3「認容額等目録」原告番号54-4-1ないし54-4-4の原告らに係る部分は、当審における訴えの取下げにより効力を失い、同原告番号54-4-5の原告に係る部分は、当審における訴訟承継及び訴えの一部取下げにより次項のとおり変更された。

4 被告は、原告亡●●●承継人●●●(54-4-5)に対し、405万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 訴訟費用は、第1項及び第2項の原告らと被告との間においては、第1、2審を通じてこれを10分し、その1を被告の負担とし、その余を同原告らの負担とし、その余の原告らと被告との間においては、控訴人である原告らの控訴費用は同原告らの負担とし、被告の控訴費用は被告の負担とする。

6 原判決主文2項(ただし、本判決主文2項及び3項ただし書に係る部分を除く。)並びに本判決主文1項(1)、2項(1)及び4項は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 原告ら

(1) 原判決中、別紙3認容額一覧表記載の控訴人である原告らの後記(2)の金員の請求を棄却した部分を取り消す。

(2) 被告は、前項の原告らに対し、一審認容額のほかに更に、別紙3認容額一覧表「控訴額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払え。

2 被告

原判決中、別紙3認容額一覧表記載の被控訴人である原告らの請求を認容した部分を取り消し、取消部分に係る同原告らの請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 争いのない事実

(1) 福島第一原子力発電所の事故の発生とその原因

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震により発生した津波により、福島県F町及びG町に被告が設置・運営していた福島第一原子力発電所において、大量の放射性物質が大気中に放出されて拡散する原子力事故が発生した。

本件事故の直接の原因は、地震により外部電源からの給電が停止したため起動した非常用ディーゼル発電機が、地震により発生した津波による発電所敷地の浸水により機能を喪失したことにあり、これにより原子炉の冷却機能が完全に失われたため、1号機、3号機及び4号機において水素爆発が発生して原子炉建屋が損傷し、大量の放射性物質が大気中に放出されて拡散したものである。

(2) 原告らの福島県Hの居住地からの避難

原告らは、別紙4原告基本情報等の避難前住所のとおり、福島県HのI市J区、K区、L町、F町、G町、N町、Q町、S町、a a村に居住し、本件事故発生後に避難した者又はその親族であり、訴えを提起した原告201名と訴え提起後に死亡した7名の相続人として原告の地位を承継した者である。

原子力災害対策特別措置法に基づき、本件事故による原子力災害から生命又は身体を保護する措置がとられ、原告らは居住地により、別紙4原告基本情報等の避難指示区分のとおり、居住地が帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、緊急時避難準備区域に指定され、避難指示を受けるなどした。

これらの避難指示は、別紙4原告基本情報等の避難指示解除日のとおり、I市J区、S町及びa a村の緊急時避難準備区域が平成23年9月30日に解除され、Q町の避難指示解除準備区域が平成27年9月5日、I市K区の避難指示解除準備区域及び居住制限区域が平成28年7月12日、L町の避難指示解除準備区域と居住制限区域が平成29年3月31日、N町の居住制限区域が平成29年4月1日にいずれも解除されたが、L町、F町及びG町にある帰還困難区域は、避難指示が出されたまま今もなお帰還できない状況である。

現在までに、原告らのうち、●●●、●●●(1-1~2)、●●●、●●●(7-1~2)、●●●(29)、●●●、●●●(33-1~2)、●●●、●●●(72-1~2)、●●●(76、旧姓●●●)、●●●(80)の11名がQ町に戻り、●●●(21)、●●●、●●●(31-1~2)、●●●、●●●、●●●、●●●(48-1~4)、●●●(67)、●●●、●●●、●●●、●●●(68-1~4)の12名がS町に戻り、●●●(38-2)がa a村に戻っている。

(3) 被告の損害賠償責任と賠償金の支払

被告は、本件事故により放射性物質が拡散したことにより生じた原告らの損害(原子力損害)について、被告の過失の有無に関わりなく、原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づく損害賠償責任がある。

被告は、原子力損害賠償紛争審査会が、原賠法18条2項2号に基づき本件事故による原子力損害の範囲の判定等に関して策定した中間指針(第四次追補までを含む。)に従い、原告らに対し、別紙4原告基本情報等の第2表のとおり避難生活に伴う慰謝料、財物損害、その他の費目について賠償金を支払い、同第3表の被告主張額のとおり賠償義務があることを認めている。

そのうち避難生活に伴う慰謝料の支払の原則は、本件事故当時に原告らが生活の本拠を有していた地域の避難指示の程度により次のとおりとなっている。

ア 帰還困難区域

1450万円(〈1〉750万円、月額10万円×平成23年3月から平成29年5月までの75か月、〈2〉700万円、避難長期化慰謝料)

イ 居住制限区域又は避難指示解除準備区域であった地域

850万円（月額10万円×平成23年3月から平成30年3月までの85か月（避難指示解除の時期を問わず、最終の避難指示解除時である平成29年4月1日までの期間に相当期間1年を加えた期間））

ウ 緊急時避難準備区域であった地域

180万円（月額10万円×平成23年3月から平成24年8月までの18か月）

以上の原則のほか、被告は、避難生活に伴う慰謝料として、別紙4原告基本情報等の第2表及び第3表の被告主張額の各備考のとおり、避難所等における避難生活による増額（月額2万円）、要介護者等への増額、ペットとの離別慰謝料、自主的避難に係る損害、緊急時避難準備区域であった地域における避難生活等に関連した学校生活等における精神的損害35万円（平成24年9月から平成25年3月までの7か月×月額5万円）などの支払義務を認め、これらを支払っている。

2 本件控訴について

（1）原告らの一審における請求

原告らは、主位的に民法709条、予備的に原賠法3条1項に基づき、原判決別紙6原告基本情報等の第3表の原告主張額の損害の賠償とこれに対する本件事故の日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

請求額は、各原告につき、〈1〉避難生活に伴う慰謝料（避難生活における日常生活阻害による精神的損害の賠償、避難慰謝料ともいう。）、〈2〉ふるさと喪失慰謝料（地域生活利益を喪失したことによる有形、無形の損害と精神的苦痛の賠償、故郷喪失・変容慰謝料ともいう。）、更に一部の原告につき、〈3〉財物損害（住宅・家財）の賠償を加えた合計から既払金を控除して弁護士費用を加えた額である。

慰謝料請求額は、原則として一律に次のとおりである。

〈1〉 避難生活に伴う慰謝料 3800万円（月額50万円×平成23年3月から避難元への帰還の有無に関わらず平成29年6月までの76か月、ただし障害者は月額70万円として最大5320万円、避難生活をしていない原告●●●（60-3、旧姓●●●）を除く。）

〈2〉 ふるさと喪失慰謝料 2000万円

（2） 原審の判断

原審は、原賠法3条1項に基づく予備的請求について、次のとおり原告らの請求を一部認容した。

慰謝料については、原告らが主張する故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料の全ての要素を包括的・総合的に評価して、原告らの本件事故発生前の生活状況と本件事故発生後の生活状況とを比較し、地域社会の喪失・変容及び避難に伴う生活阻害の有無や程度を判断して、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料を併せた慰謝料額を認定すべきであるとした上で、特段の事情がない限り、本件事故当時に原告らが生活の本拠を有していた地域の避難指示の程度により、1人当たり、次のとおりの慰謝料額を認めた。

〈1〉 帰還困難区域 1600万円

〈2〉 居住制限区域又は避難指示解除準備区域 1000万円

〈3〉 緊急時避難準備区域 250万円

被告が支払義務を認め、一部の原告らに支払済みの賠償金（帰還困難区域1450万円、居住制限区域又は避難指示解除準備区域850万円、緊急時避難準備区域180万円）を除くと次のとおりとなる。避難所等における避難生活、要介護者等、学校生活等、原告らの個別の事情に応じて増額して被告が賠償金を支払った場合は、既払金と同額の慰謝料の増額を認めて既払金を控除したため、既払金を控除した額はこれと同じである。

〈1〉 帰還困難区域 150万円

〈2〉 居住制限区域又は避難指示解除準備区域 150万円

〈3〉 緊急時避難準備区域 70万円

財物損害については、被告が賠償額として認めている限度を超える損害が発生しているとは認められないとして、原判決別紙6原告基本情報等の第3表の被告主張額の財物損害を認めた。

原審は、下記原告を除き、上記慰謝料及び財物損害の合計から既払金を控除し、弁護士費用（財物損害の認容額に関わらず、〈1〉、〈2〉につき15万円、〈3〉につき7万円）を加えた損害の賠償とこれに対する本件事故の日からの遅延損害金の支払を求める予備的請求を認容し、主位的請求とその余の予備的請求を棄却した。財物損害以外の認容額は、次のとおりである。

〈1〉 帰還困難区域 165万円

〈2〉 居住制限区域又は避難指示解除準備区域 165万円

〈3〉 緊急時避難準備区域 77万円

原告●●●（20-3）については、a b市の入院先を生活の本拠としていたとして、被告が認める8万円を超える額の慰謝料が認められないと判断し、同額の限度で請求を認容した。

原告●●●（37）については、単身赴任していたN町に所在する会社の寮に生活の本拠があったが、本件事故発生当時、茨城県a c村に出張勤務し、翌日以降は同村の会社の寮に居住していたことなどを総合的に考慮し、慰謝料額は被告の既払分150万円を超えないと判断して、財物損害のみ請求を認容した。

原告●●●（60-3）及び原告●●●（82-7）については、本件事故発生当時、神奈川県a d市又は富山県a e市に生活の本拠を有していたとして慰謝料は認められないと判断し、いずれも請求を棄却した。

（3） 原告らの控訴

控訴人である原告らは、原審が主位的請求及び予備的請求の慰謝料請求を棄却した部分の一部を不服として控訴した。

上記原告らは、本件控訴において、別紙4原告基本情報等の第3表の原告主張額のとおり、原則として、一審認容額及び被告が支払義務を認めている慰謝料額を超える部分の慰謝料として、更に一律に、〈1〉避難生活に伴う慰謝料420万円、〈2〉ふるさと喪失慰謝料500万円の支払を求める。上記合計920万円に弁護士費用92万円を加え、一審認容額を除くと、控訴審において追加で支払を求める額は、原則として次のとおりとなる。

〈1〉 帰還困難区域 847万円

〈2〉 居住制限区域又は避難指示解除準備区域 847万円

〈3〉 緊急時避難準備区域 935万円

ただし、避難生活に伴う慰謝料の請求を棄却した部分について、原告●●●（20-3）の不服はなく、原告●●●（82-7）は、15万円（1か月分の避難慰謝料50万円の一部分）のみ控訴審において追加で支払を求める額とする。

財物損害の請求を棄却した部分は、原告●●●（2）、原告●●●（37）、原告●●●（38-1）、原告●●●（51-1）のみが原審の判断を不服とし、別紙4原告基本情報等の第3表の原告主張額のとおり、財物損害と弁護士費用を加えた額を控訴審において追加で支払を求める額とする。

（4） 被告の控訴

被告は、原告●●●（20-3）を除き、その他の原告らの請求を原審が一部認容した部分を不服として控訴した。ただし、被告は、別紙4原告基本情報等の第3表の被告主張額の支払義務は認めている。

3 事実及び争点の概要

前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張、判断の基礎となる認定事実は、以下のとおり補足し、別紙5原判決補正一覧（原判決引用部分の補正は、以下すべてこの補正一覧による。）

のとおり補正するほかは、原判決第2章第2節、第3節、第3章第2節（ただし、第6款を除く。後記第5参照。）のとおりである。

4 原告の死亡による承継

訴え提起後に死亡した原告7名の相続及び訴訟承継は、原判決摘示のほか、次のとおりである。

●●●が令和元年5月30日に死亡し、その権利義務を原告亡●●●承継人●●●（9-1-1）が全部相続し、訴訟を承継した。

●●●が平成30年2月12日に死亡し、原告亡●●●承継人●●●（13-4-1）が2分の1、同●●●（13-4-2）、同●●●（13-4-3）、同●●●（13-4-4）が各6分の1の割合で亡●●●の権利義務を相続し、訴訟を承継した。

亡●●●承継人ら（原審原告番号54-4-1ないし54-4-5）の間の遺産分割協議により、原告亡●●●承継人●●●（54-4-5）が亡●●●の権利義務を全部相続し、他の承継人らの訴訟を当審において承継した（手続上は、他の承継人らが訴えを取り下げ、原告亡●●●承継人●●●（54-4-5）が請求の趣旨及び控訴の趣旨を拡張した。）。なお、同原告は、当審において財物損害に係る部分の訴えを取り下げた。

●●●が平成27年11月3日に死亡し、その権利義務を原告亡●●●承継人●●●（55-2-1）が全部相続し、訴訟を承継した。

●●●が平成29年8月9日に死亡し、原告亡●●●承継人●●●（66-2-1）が2分の1、同●●●（66-2-2）、同●●●（66-2-3）及び同●●●（66-2-4）が各6分の1の割合で亡●●●の権利義務を相続し、訴訟を承継した。

5 当審における当事者の補充主張（要旨）

（1）原告らの主張

ア 原告らの精神的損害（慰謝料）について

本件における被侵害利益（保護法益）は、人格権に位置付けられる「包括的生活利益としての平穏生活権」、即ち「地域社会において平穏な生活を送る生活利益そのものであり、生存権、身体的・精神的人格権（身体権に接続した平穏生活権を含む。）、財産権を包摂する「包括的生活利益」を享受する権利」と定義される人格権である。本件では、特に「平穏な日常生活を送る生活利益」の侵害を中核とする損害（避難慰謝料）と「「包括的生活利益」を享受する権利」の侵害を中核とする損害（故郷喪失慰謝料）が問われている。

このうち、「故郷喪失慰謝料」は本件事故前に享受できていた利益を喪失したことによる損害であり、「避難慰謝料」は本件事故により新たに発生した損害であるから、別個の損害項目としてそれぞれに損害額を算定すべきである。また、「故郷喪失慰謝料」は、精神的苦痛（狭義の慰謝料）にとどまらず、包括的生活利益の喪失による有形・無形の財産的損害を含むものである。

そして、包括的生活利益の喪失は不可逆的で回復不能な損害であり、避難指示等の解除によって回復するものではない。

イ 慰謝料の増額要素について

慰謝料の増額要素としては、被告に故意又はこれと同視すべき重過失がある場合に限られず、被告の行為態様についてのあらゆる事情が考慮されるべきである。

（2）被告の主張

ア 原告らの精神的損害（慰謝料）について

原告らは、精神的損害を「避難慰謝料」と「故郷喪失慰謝料」とに分けて賠償請求するものの、これらの精神的苦痛を基礎づける要素として原告らが主張する事情は重複し、又は相互に密接に関連し合うものであって、被侵害利益は共通するものであるから、これらの損害項目を分けて別々に損害額を算定する必要はない。むしろ、同一の要素を損害として二重評価することを避けるためにも、これらの損害項目を分けることなく精神的損害を把握し、損害額を算定すべきで

ある。

イ 慰謝料の認定方法について

原告らの本件事故発生前後の生活状況は、それぞれの生き方や信条、心身の状態、年齢、境遇、社会的立場、人間関係等を背景にして、かつ、具体的な避難等の様子を前提にして多種多様であるから、原告ら各自が被った精神的苦痛の程度には大きな幅がある。したがって、それを踏まえて慰謝料額を算定した上、被告による既払金を超えて賠償を認めるべき慰謝料が存するかどうかを個別に判断すべきである。

ウ 精神的損害に対する被告の賠償基準の合理性について

被告は、原賠法18条の「一般的な指針」として定められた中間指針等を踏まえ、精神的損害に対する賠償額を提示している。

避難等対象者の精神的損害は本来個別性が大きいものであるが、中間指針等は、自主的な紛争解決を促進するために避難等対象者のうち多数の精神的損害を慰謝するに足りる水準の避難慰謝料を典型的に定めたものであって、避難慰謝料の最低限の基準を定めたものではない。また、中間指針等が裁判外での解決において避難等対象者に広く受け入れられていることから、中間指針等の内容は、裁判手続においても法規範に準ずる規範として最大限考慮され、尊重されるべきである。

第3 当裁判所の判断の要旨

1 骨子

(1) 原告らの控訴について

当裁判所は、慰謝料の算定にあたり、原子力発電所における水素爆発による大量の放射性物質の拡散という重大な事故により、〈1〉深刻な放射線被害の具体的な危険に直面し、突然住み慣れた生活を失って避難せざるを得なくなった精神的苦痛、〈2〉更に長期間の避難生活の継続を余儀なくされた精神的苦痛、〈3〉故郷が喪失又は変容してしまった結果として地域社会における共同生活の利益を失ったことによる有形、無形の損害ないし精神的苦痛をそれぞれ考慮することにより、居住制限区域又は避難指示解除準備区域から避難した原告125名（死亡した者を含む。）には、原審が認めた1000万円より100万円多い1100万円の慰謝料を認めて弁護士費用10万円を加えた差額110万円の請求を一審認容額に更に追加して認め、緊急時避難準備区域から避難した原告21名には、原審が認めた250万円より50万円多い300万円の慰謝料を認めて弁護士費用5万円を加えた差額55万円の請求を更に追加して認めるのが相当であると判断する。

控訴審における追加認容額の総額は、上記146名の原告ないし死亡した原告の承継人に対し、1億4905万円となる。既払金の少ない原告1名の損害額の算定に誤りがあり、その追加認容額90万円を加えると1億4995万円となる。

帰還困難区域から避難した原告らに対する慰謝料は、上記の事情とりわけ本件事故により故郷を喪失したことを更に考慮しても、当審においても、原審が認めた1600万円の慰謝料がやはり相当であると判断する。

上記判断の例外となる原告らの慰謝料及び一部の原告らの財物損害についての原審の判断は相当である。

(2) 被告の控訴について

被告の控訴は、原判決後の既払金がある原告らに対し、その分の減額を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

2 慰謝料算定の内訳について

(1) 帰還困難区域 1600万円

〈1〉 避難を余儀なくされた慰謝料 150万円

〈2〉 避難生活の継続による慰謝料 850万円

月額10万円×平成23年3月から平成30年3月までの85か月（期間中に死亡した者も同額とする。）

〈3〉 故郷の喪失による慰謝料 600万円

(2) 居住制限区域又は避難指示解除準備区域 1100万円

〈1〉 避難を余儀なくされた慰謝料 150万円

〈2〉 避難生活の継続による慰謝料 850万円

月額10万円×平成23年3月から平成30年3月までの85か月（期間中に死亡した者や帰還した者も同額とする。）

〈3〉 故郷の変容による慰謝料 100万円

(3) 緊急時避難準備区域 300万円

〈1〉 避難を余儀なくされた慰謝料 70万円

〈2〉 避難生活の継続による慰謝料 180万円

月額10万円×平成23年3月から平成24年8月までの18か月

〈3〉 故郷の変容による慰謝料 50万円

第4 不法行為に基づく主位的請求について

当裁判所も、原判決第3章第1節1、2の説示のとおり、本件事故による損害について、民法709条に基づき不法行為による損害賠償を求める原告らの主位的請求は、原賠法3条1項による損害賠償責任があることに争いのない損害について、同項により適用が除外されている民法709条の不法行為の規定に基づく損害賠償を求めるものであるから、その余の点について判断するまでもなく、理由がないものと判断する。

原賠法3条1項による原子力事業者の損害賠償責任は、原子炉の運転等との間に相当因果関係が認められる損害の全部について認められ、その責任を制限する内容の規定がない。したがって、原賠法3条1項により民法709条の規定の適用が除外されると端的に解釈することは、実質的にみても、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、被害者の保護を図るという原賠法1条の目的に沿った合理的な制度設計となっているといえる。

第5 避難後の地域の状況について

証拠及び弁論の全趣旨により、以下の事実が認められる。

1 I市

(1) 空間放射線量の推移

空間線量率の測定結果は、以下のとおり（単位は $\mu\text{Sv}/\text{時}$ 、測定高は100cm、以下各町村とも同じ。）。（乙B94、136、148、168、169、203、204）

ア I市K区（K区役所）

| 測定日 | 測定値 |
|-------------|-------|
| 平成23年 9月30日 | 記録なし |
| 平成24年 9月30日 | 0.156 |
| 平成25年 9月30日 | 0.123 |
| 平成26年 9月30日 | 0.101 |
| 平成27年 9月30日 | 0.086 |
| 平成28年 9月30日 | 0.07 |
| 平成29年 9月28日 | 0.06 |
| 平成30年 9月28日 | 0.056 |
| 令和 元年 8月21日 | 0.056 |
| 令和 元年11月 1日 | 0.055 |

イ I市J区（I市役所（旧J区役所））

| 測定日 | 測定値 |
|-------------|-------|
| 平成23年 9月30日 | 記録なし |
| 平成24年 9月30日 | 0.345 |
| 平成25年 9月30日 | 0.257 |
| 平成26年 9月30日 | 0.195 |
| 平成27年 9月30日 | 0.15 |
| 平成28年 9月30日 | 0.116 |
| 平成29年 9月28日 | 0.094 |
| 平成30年 9月28日 | 0.098 |
| 令和 元年 8月21日 | 0.095 |
| 令和 元年11月 1日 | 0.093 |

(2) 健康調査の結果（乙B155、156、189）

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、令和元年8月までに検査を受けた累計4385人のI市民について、預託実効線量が1mSv以上の被検査者はいなかった。

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後

4 か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった I 市民 2 万 6 0 1 3 人について、1 mSv 未満が 1 万 9 1 2 8 人、1 mSv 以上 2 mSv 未満が 6 2 2 2 人、2 mSv 以上 3 mSv 未満が 5 1 3 人、3 mSv 以上 4 mSv 未満が 9 9 人、4 mSv 以上 5 mSv 未満が 3 5 人となり、約 9 9. 9 % の対象者が 5 mSv 未満である。

(3) 除染の状況 (乙 B 9 5、1 3 7)

ア 環境省は、平成 2 4 年 4 月、I 市の除染特別地域について、特別地域内除染実施計画を定め、平成 2 5 年 1 2 月、その一部を改定した。同計画は、平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日時点で警戒区域又は計画的避難区域であった区域を対象としている。政府による除染は、平成 2 5 年 8 月 2 6 日以降、避難指示解除準備区域を中心とした区域から実施され、平成 2 9 年 3 月に完了した。

イ I 市は、平成 2 3 年 1 1 月に「I 市除染計画 (第一版)」を、平成 2 5 年 1 月に「I 市除染実施計画 (第二版)」を (ただし、同年 6 月に改定)、平成 2 6 年 1 月に「I 市除染実施計画 (第三版)」を、平成 2 7 年 3 月に「I 市除染実施計画 (第四版)」を、平成 2 9 年 3 月に「I 市除染実施計画 (第五版)」を、平成 3 0 年 5 月に「I 市除染実施計画 (第六版)」を策定した。I 市による除染は、政府が除染等を実施する除染特別区域を除いた I 市内全域 (特定避難勧奨地点を含む。) を対象としている。「I 市除染実施計画 (第六版)」では、生活圏において、平成 3 0 年 3 月末日までに再汚染や取り残し等の除染の効果が維持されていない箇所のフォローアップ除染を実施すること等を定めている。

(4) 人口動態 (甲 A 5 5 5、5 5 6、乙 B 7 9、9 7、1 2 2、2 0 5)

平成 2 3 年 3 月 1 1 日時点の住民登録者数が 7 万 1 5 6 1 人 (K 区: 1 万 2 8 4 2 人、a f 区: 1 万 1 6 0 3 人、J 区: 4 万 7 1 1 6 人) であったのに対し、令和元年 1 0 月 1 日時点の現住人口は 5 万 3 6 8 3 人、令和元年 9 月 3 0 日時点の住民登録者数は 5 万 9 9 4 9 人 (K 区: 7 5 2 4 人、a f 区: 1 万 0 4 4 8 人、J 区: 4 万 1 9 7 7 人) である。また、子供の避難者数は、平成 2 4 年 4 月 1 日時点で 5 6 0 6 人 (福島県内: 1 9 6 9 人、福島県外: 3 6 3 7 人) であったが、平成 3 0 年 4 月 1 日時点では 3 6 5 4 人 (福島県内: 2 8 5 2 人、福島県外: 8 0 2 人) である。

(5) 復興の状況 (甲 A 7 5 5、乙 B 9 8、1 7 1、1 7 2)

ア 公共サービス

I 市は、I 市役所 (旧 J 区役所) において業務を継続している。また、I 市 K 区役所も業務を再開している。平成 2 5 年度までに、主要道路、上下水道などの公共インフラは、おおむね復旧した。

J R・a g 線は、平成 2 9 年 4 月に K 駅 - L 駅間で運行を再開し、これにより a h 駅 - L 駅間の運行が再開済みである。また、平成 2 9 年 1 0 月から J R・a g 線 L 駅 - N 駅間の列車代行バスが運行を開始し、平成 2 7 年 4 月から I - 東京方面の高速バスが運行を開始した。

イ 商業施設

I 市 J 区内では、一部の店舗を除いて営業を再開している。

I 市 K 区内では、a i 商店、飲食店 6 店舗、コンビニエンスストア 3 店舗、魚屋、帽子カバン店、衣料品店、本屋等が営業を再開したほか、ガソリンスタンド、理美容室等の一部も営業を再開し、平成 3 0 年 1 2 月には公設民営商業施設「a j」が営業を開始した。また、あぶくま信用金庫、K 郵便局、a k 簡易郵便局、東邦銀行、J A ぶくしま未来 a l 支店、同 a m 支店が営業を再開した。

ウ 教育施設

幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校は運営を再開した。ただし、幼稚園、保育所は一部休園中である。

エ 医療・福祉施設

本件事故発生前は 8 病院 3 9 診療所が診療等を実施していたが、平成 3 0 年 1 2 月時点で 6 病

院31診療所が診療等を実施している。また、平成29年2月にan病院に「dbセンター」が開設され、同年4月にK調剤薬局が再開、同年12月にao調剤薬局K店が開業した。

(6) 住民意向調査(甲A756)

復興庁、福島県及びI市は、平成28年11月21日から同年12月5日までの間、I市の避難指示が解除された地域に住民登録していた世帯の代表者に対する意向調査を実施した。結果は、次のとおり。

ア 回答者全体のうち、現在の住まいは、〈1〉「震災当時の住居に戻った」13.5%、〈2〉「震災当時の住居以外」66.6%、〈3〉「震災当時の住居とそれ以外の住居を行き来している」14.6%である。

〈2〉・〈3〉と回答した者のうち、今後の定住先は、〈ア〉「震災当時の住居に住みたい」30.1%、〈イ〉「震災当時の住居ではないが、同じ地区(K区・J区)に住みたい(住んでいる)」15.9%、〈ウ〉「I市内(震災当時の地区以外)に住みたい(住んでいる)」12.6%、〈エ〉「現時点では、まだ判断がつかない」17.1%、〈オ〉「I市以外の場所に住みたい(住んでいる)」19.3%である。

〈ア〉・〈イ〉・〈ウ〉と回答した者のうち、定住先に住みたい(住んでいる)時期は、「既に住んでいる」28.2%、「1年以内に住みたい」40.7%、「3年以内に住みたい」18.6%、「5年以内に住みたい」3.6%、「5年後以降」3.1%である。

イ 回答者全体のうち、I市への帰還意向は、〈1〉「震災当時の住居に戻った」13.5%、〈2〉「震災当時の地区に住みたい(住んでいる)」37.3%、〈3〉「今は、まだ判断がつかない」13.9%、〈4〉「震災当時の地区には戻らないが、I市内に住みたい(住んでいる)」10.2%、〈5〉「I市には戻らない(市外に住んでいる)」15.7%である。世代別に見ると、〈1〉と回答した割合は、10~20代0%、30代3.4%、40代6.3%、50代7.7%、60代15.3%、70代以上17.4%、〈2〉と回答した割合は、10~20代0%、30代13.6%、40代25.2%、50代37.8%、60代38.3%、70代以上41.2%、〈4〉と回答した割合は、10~20代16.7%、30代20.3%、40代12.6%、50代15.9%、60代9.8%、70代以上6.3%である。

ウ 上記アで〈エ〉と回答した者が現時点で今後の定住先について判断できない理由は、〈1〉原発・健康不安に関し、「原子力発電所の安全性(事故収束や廃炉の状況)に不安があるから」53.0%、「放射線量の低下、除染の効果に不安があるから」39.8%、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」33.2%、〈2〉市内の復旧・復興状況に関し、「医療環境に不安があるから」61.1%、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」51.8%、「介護・福祉サービスに不安があるから」40.1%、〈3〉今後の生活に関し、「避難先の方が生活の便利がいいから」39.5%、「周囲の人も戻りそうにないから」27.8%、「今の環境で子どもの教育を継続させたいから」13.8%である。

エ 上記アで〈オ〉と回答した者がI市以外に住みたい(住んでいる)理由は、〈1〉原発・健康不安に関し、「原子力発電所の安全性(事故収束や廃炉の状況)に不安があるから」54.8%、「放射線量の低下、除染の効果に不安があるから」40.7%、「放射線による人体への影響に不安があるから」34.7%、〈2〉市内の復旧・復興状況に関し、「医療環境に不安があるから」53.2%、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」47.4%、「介護・福祉サービスに不安があるから」36.0%、〈3〉今後の生活に関し、「すでに恒久的住宅を取得したから」53.4%、「避難先の方が生活の便利がいいから」46.0%、「周囲の人も戻りそうにないから」20.6%である。

2 L町

(1) 空間放射線量の推移(乙B100、139、174、207)

L 町（L 町役場）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり。

| 測定日 | 測定値 |
|-------------|-------|
| 平成23年 9月30日 | 記録なし |
| 平成24年 9月30日 | 0.166 |
| 平成25年 9月30日 | 0.138 |
| 平成26年 9月30日 | 0.112 |
| 平成27年 9月30日 | 0.091 |
| 平成28年 9月30日 | 0.072 |
| 平成29年 9月29日 | 0.065 |
| 平成30年 9月28日 | 0.062 |
| 令和 元年 8月21日 | 0.061 |
| 令和 元年11月 1日 | 0.059 |

(2) 健康調査の結果（乙B155、156、189）

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、令和元年8月までに検査を受けた累計1万2464人のL町民について、預託実効線量が1mSv以上の被検査者は7名であった。

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となったL町民8466人について、1mSv未満が5762人、1mSv以上2mSv未満が2118人、2mSv以上3mSv未満が383人、3mSv以上4mSv未満が68人、4mSv以上5mSv未満が40人となり、約98.9%の対象者が5mSv未満である。

(3) 除染の状況（乙B101）

環境省は、平成24年11月、L町の除染特別地域について、特別地域内除染実施計画を定めた。政府による除染は、平成29年3月に完了した。

(4) 人口動態（甲A569、570、乙B79、102、122、208）

平成23年3月11日時点の住民登録者数が2万1434人であったのに対し、令和元年9月30日時点の住民登録者数が1万7270人、町内居住者数が1138人である。また、子供の避難者数は、平成24年4月1日時点で3298人（福島県内：1879人、福島県外：1419人）であったが、平成30年4月1日時点では2725人（福島県内：1783人、福島県外：942人）である。

(5) 復興の状況（甲A747、乙B176）

ア 公共サービス

L町は、平成29年4月から本庁舎（（住所略）所在）において業務を再開している。また、a p事務所、福島出張所、a b出張所、l 出張所を設置している。

J R・a g線は、平成29年4月にK 駅-L 駅間で運行を再開し、これによりa h 駅-L 駅間の運行が再開済みである。また、平成29年4月からデマンドタクシーが、平成30年4月からl-L 間の巡回バス、a q-a p間のシャトルバスが運行を開始した。

イ 商業施設

ガソリンスタンド3店舗、コンビニエンスストア2店舗が営業を再開し、平成28年10月には仮設商業施設「a r」が役場敷地内で営業を開始した。また、あぶくま信用金庫L支店が営業を再開し、東邦銀行L支店・F支店がa s地内に移転して営業を開始した。

ウ 教育施設

平成30年4月、幼保連携型認定こども園「a t」が開園し、b a小学校、b a中学校が開校した。

エ 医療・福祉施設

平成29年3月にa sにL診療所が開設された。

(6) 住民意向調査(甲A748)

復興庁、福島県及びL町は、平成29年12月11日から同月25日までの間、L町の住民に対する意向調査を実施した。結果は、次のとおり。

ア 回答者全体のうち、L町への帰還意向は、〈1〉「すでにL町に帰還している」3.3%、〈2〉「すぐに・いずれ帰還したいと考えている」13.5%、〈3〉「まだ判断がつかない」31.6%、〈4〉「帰還しないと決めている」49.5%である。世代別に見ると、〈1〉と回答した割合は、10~20代4.7%、30代2.3%、40代2.1%、50代3.4%、60代3.1%、70代以上3.7%、〈2〉と回答した割合は、10~20代7.0%、30代6.9%、40代11.5%、50代14.4%、60代15.5%、70代以上13.3%である。

イ 上記アで〈2〉と回答した者のうち、L町への帰還時期は、「すぐに帰還したい」20.6%、「いずれ帰還したい(数年で帰りたい(5年以内))」31.2%、「いずれ帰還したい(当面帰れないが、いずれ帰りたい(5年以降))」24.7%、「いずれ帰還したい(分からない)」15.2%である。「いずれ帰還したい」と回答した者が帰還する場合の条件は、「医療・介護などが整うこと」64.2%、「商業やサービス業などの施設が整うこと」60.2%、「元の家屋に住めるようになること」33.8%、「鉄道やバスなどの公共交通が整うこと」32.0%、「住民の帰還がある程度進んでから」29.4%である。

ウ 上記アで〈3〉と回答した者が帰還を判断するために必要なことは、「医療・介護の復旧時期の目途」60.9%、「商業やサービス業などの施設の復旧時期の目途」51.5%、「どの程度の住民が戻るかの状況」40.9%、「放射線量の低下の目途、除染成果の状況」33.9%、「原子力発電所の安全性に関する情報(事故収束や廃炉の状況)」33.4%である。

エ 上記アで〈4〉と回答した者が帰還しないと決めている理由は、〈1〉帰還の前提・健康に関し、「原子力発電所の安全性に不安があるから」38.1%、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」34.3%、「放射線量が低下せず不安だから」33.0%、〈2〉町内の復旧状況に関し、「医療環境に不安があるから」42.6%、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」37.6%、「家が汚損・劣化し、住める状況ではないから」33.1%、〈3〉今後の生活に関し、「避難先の方が生活利便性が高いから」34.7%、「他の住民も戻りそうにないから」24.9%、「家族(親または子ども・孫)が帰らないから」24.0%である。

3 F町

(1) 空間放射線量の推移(乙B109、131、185、217)

F町(F町体育館)における空間線量率の測定結果は、以下のとおり。

| 測定日 | 測定値 |
|--------------|-------|
| 平成23年 9月30日 | 記録なし |
| 平成24年 9月30日 | 5.131 |
| 平成25年 9月30日 | 3.914 |
| 平成26年 9月30日 | 2.916 |
| 平成27年 9月30日 | 2.379 |
| 平成28年 9月30日 | 1.869 |
| 平成29年 9月28日 | 1.536 |
| 平成30年 6月24日 | 1.412 |
| 平成30年 9月28日 | 1.307 |
| 令和 元年 8月21日 | 1.052 |
| 令和 元年 11月 1日 | 0.796 |

(2) 健康調査の結果 (乙B155、156、189)

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、平成29年8月までに検査を受けた累計2988人のF町民について、預託実効線量が1mSv以上の被検査者は6名であった。

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となったF町民3264人について、1mSv未満が2675人、1mSv以上2mSv未満が468人、2mSv以上3mSv未満が77人、3mSv以上4mSv未満が19人、4mSv以上5mSv未満が6人となり、約99.4%の対象者が5mSv未満である。

(3) 除染の状況 (甲A691、692、乙B132～134)

ア 環境省は、平成26年7月、F町の除染特別地域について、特別地域内除染実施計画を定めた。政府による除染は、平成28年3月に完了した。

イ F町は、平成29年9月15日、「F町特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、福島復興再生特別措置法17条の2に基づく内閣総理大臣の認定を受けた。この認定により、F町は、F町特定復興再生拠点区域において道路、上下水道等のインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進め、〈1〉JR・a g線F駅周辺等の一部区域は令和2年3月4日に避難指示が解除され、〈2〉特定復興再生拠点区域全域については令和4年春頃までの避難指示解除を目指している。

(4) 人口動態 (甲A568、乙B79、111、122、218)

平成23年3月11日時点の住民登録者数が7147人であったのに対し、令和元年9月30日時点の避難者数は6868人(福島県内：4060人、福島県外：2808人)である。また、子供の避難者数は、平成24年4月1日時点で1130人(福島県内：472人、福島県外：658人)であったが、平成30年4月1日時点では822人(福島県内：479人、福島県外：343人)である。

(5) 復興の状況 (甲A696、乙B187)

ア 公共サービス

町内の公共交通機関で運転を再開したものはないが、JR・a g線L駅－N駅間の不通区間（F駅を含む。）は、令和2年3月14日に再開予定である。

イ 商業施設

ガソリンスタンド2店舗が営業を再開した。

ウ 教育施設、医療・福祉施設

町内において再開したものはない。

(6) 住民意向調査（甲A698）

復興庁、福島県及びF町は、平成30年10月29日から同年11月14日までの間、F町の住民に対する意向調査を実施した。結果は、次のとおり。

ア 回答者全体のうち、F町への帰還意向は、〈1〉「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」10.8%、〈2〉「まだ判断がつかない」25.6%、〈3〉「戻らないと決めている」61.5%である。世代別に見ると、〈1〉と回答した割合は、10～20代0%、30代6.7%、40代10.1%、50代10.9%、60代11.0%、70代以上12.5%である。

〈1〉と回答した者のうち、F町への帰還時期は、「1年以内」29.8%、「3年以内」11.2%、「しばらく様子を見たい」35.4%、「特定復興拠点の区域外にある自宅に帰れるまで待ちたい」9.9%である。

イ 上記アで〈1〉と回答した者が帰還を判断するために必要なことは、「医療・介護福祉施設の再開や新設」59.0%、「住宅の修繕や建て替え、住宅確保への支援」57.1%、「商業施設の再開や新設」39.8%、「更なる放射線量の低減」23.0%、「公共交通機関の再開」13.7%である。

4 G町

(1) 空間放射線量の推移（乙B106、125、182、213）

G町（bb地区集会所）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり。

| 測定日 | 測定値 |
|-------------|--------|
| 平成23年 9月30日 | 記録なし |
| 平成24年 9月30日 | 33.319 |
| 平成25年 9月30日 | 26.947 |
| 平成26年 9月30日 | 20.474 |
| 平成27年 9月30日 | 15.141 |
| 平成28年 9月30日 | 11.433 |
| 平成29年 9月29日 | 11.345 |
| 平成30年 6月22日 | 9.805 |
| 平成30年 9月28日 | 8.978 |
| 令和 元年 8月21日 | 8.251 |
| 令和 元年11月 1日 | 7.781 |

(2) 健康調査の結果（乙B155、156、189）

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結

果によれば、令和元年8月までに検査を受けた累計5116人のG町民について、預託実効線量が1mSv以上の被検査者は4名であった。

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となったG町民4811人について、1mSv未満が3371人、1mSv以上2mSv未満が1284人、2mSv以上3mSv未満が112人、3mSv以上4mSv未満が17人、4mSv以上5mSv未満が6人となり、約99.6%の対象者が5mSv未満である。

(3) 除染の状況(甲A703~705、乙B107、126、127)

ア 環境省は、平成24年12月、G町の除染特別地域について、特別地域内除染実施計画を定めた。政府による除染は、平成26年3月に完了した。

イ G町は、平成29年11月10日、「G町特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、福島復興再生特別措置法17条の2に基づく内閣総理大臣の認定を受けた。この認定により、G町は、G町特定復興再生拠点区域において道路、上下水道等のインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進め、〈1〉JR・ag線bc駅周辺等の一部区域は令和2年3月5日に避難指示が解除され、〈2〉特定復興再生拠点区域全域については令和4年春頃までの避難指示解除を目指している。

(4) 人口動態(甲A567、乙B79、108、122、214)

平成23年3月11日時点の住民登録者数が1万1505人であったのに対し、令和元年10月1日時点の町内居住推計人口は707人、避難者数は1万0313人(福島県内:7848人、福島県外:2465人)である。また、子供の避難者数は、平成24年4月1日時点で1896人(福島県内:1285人、福島県外:611人)であったが、平成30年4月1日時点では1927人(福島県内:1419人、福島県外:508人)である。

(5) 復興の状況(甲A706、乙B184)

ア 公共サービス

町内の公共交通機関で運転を再開したものはないが、JR・ag線L駅-N駅間の不通区間(bc駅を含む。)は、令和2年3月14日に再開予定である。

イ 商業施設

bdが営業を開始した。

ウ 教育施設、医療・福祉施設

町内において再開したものはない。

(6) 住民意向調査(甲A709)

復興庁、福島県及びG町は、平成30年1月4日から同月18日までの間、G町の住民に対する意向調査を実施した。結果は、次のとおり。

ア 回答者全体のうち、G町への帰還意向は、〈1〉「戻りたいと考えている(将来的な希望も含む)」12.5%、〈2〉「まだ判断がつかない」26.9%、〈3〉「戻らないと決めている」59.3%である。世代別に見ると、〈1〉と回答した割合は、10~20代9.3%、30代11.4%、40代10.3%、50代9.7%、60代11.9%、70代以上15.7%である。

イ 上記アで〈2〉と回答した者が帰還を判断するために必要な情報は、「道路、鉄道、学校、病院などの社会基盤(インフラ)の復旧時期の目途」71.8%、「放射線量の低下の目途、除染成果の状況」52.5%、「住宅確保への支援に関する情報」50.4%、「どの程度の住民が戻るかの状況」50.1%、「避難指示解除となる時期の目安に関する情報」45.7%である。

5 N町

(1) 空間放射線量の推移(乙B103、142、178、209)

N町（be（旧N町役場））における空間線量率の測定結果は、以下のとおり。

| 測定日 | 測定値 |
|-------------|-------|
| 平成23年 9月30日 | 記録なし |
| 平成24年 9月30日 | 記録なし |
| 平成25年 9月30日 | 記録なし |
| 平成26年 9月30日 | 0.814 |
| 平成27年 9月30日 | 0.616 |

| 測定日 | 測定値 |
|--------------|-------|
| 平成28年 9月30日 | 0.504 |
| 平成29年 9月29日 | 0.193 |
| 平成30年 9月28日 | 0.179 |
| 令和 元年 8月21日 | 0.170 |
| 令和 元年 11月 1日 | 0.163 |

(2) 健康調査の結果（乙B155、156、189）

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、令和元年8月までに検査を受けた累計4435人のN町民について、預託実効線量が1mSv以上の被検査者は1名であった。

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となったN町民7066人について、1mSv未満が5833人、1mSv以上2mSv未満が1104人、2mSv以上3mSv未満が100人、3mSv以上4mSv未満が18人、4mSv以上5mSv未満が3人となり、約99.9%の対象者が5mSv未満である。

(3) 除染の状況（乙B104）

環境省は、平成25年6月、N町除染特別地域について、特別地域内除染実施計画を定めた。政府による除染は、平成29年1月に完了した。

(4) 人口動態（甲A566、乙B79、105、122、210）

住民登録者数は、平成23年3月1日時点で1万5960人、令和元年8月31日時点で1万2865人、町内居住者数は、令和元年9月1日時点で1107人である。また、子供の避難者